

函館市事業仕分けの概要

平成23年9月4日(日)第2班

■ 日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・事務局より説明。

■ 2-2-1 納税通知書等印刷, その他諸経費についての説明

- ・資料に基づき, 財務部税務室より説明。

■ 2-2-1 納税通知書等印刷, その他諸経費についての質疑

(B委員)

まず, (市税の) 徴収率は何パーセントであるか。

(説明者)

平成22年度の決算見込みにおいては, 市税合計で90.7パーセントである。

(B委員)

賃借料のパーソナルコンピューターについて, 今何台あるのか。

(説明者)

市民税担当でパソコン16台, プリンター8台, 資産税担当でパソコン12台, プリンター1台, 計28台のパーソナルコンピューターと9台のプリンターを保有している。

(B委員)

消耗品の諸経費は平成23年度予算が多くなっているが, 主にどういったものであるか。

(説明者)

予算額は実際の見積りをもとに出しているが, 決算では節減努力しており, それなりに落ちると思っている。決算額と予算を比較すると, 予算が膨らんでしまうという部分がある。

(B委員)

委託料について, 土地路線価付設業務の部分であるが, 平成20年度が1,500万円, 今年度が976万円, 平成21・22年度は低い, 何年かに1回多くなるものなのか。

(説明者)

土地の路線価については, 3年に1回, 評価の見直しの年があり, その時に一万本位の路線に値段をつけるものがある。平成20と23年度は, その路線価を付設する時期であり, 一本毎の価格を付設する経費, その他の諸経費を含めて3年に一度委託料が増となっている。

(B委員)

業務委託料のその他の業務で, 平成21年度だけ900万円と上がっている理由は何か。

(説明者)

平成21年度が多くなっている主な理由は、軽自動車税の課税資料をイメージファイル化したことによるものである。今まで、申告書等を保存していたが、これを画像データとして機械で一括管理をするための整備をした当初の導入経費が入っているため、膨らんでいるものである。

(C委員)

その他の土地家屋現況調査時間外勤務手当ということであるが、平成20年度は決算にはないが、平成21、22年度は出ている。時間外ということで、現況調査をしなければならない理由は何か。

(説明者)

平成16年に4町村と合併したが、(課税)業務の本庁一元管理は平成20年に行われ、それまで各町村、支所が行っていたものを、本庁の(税務室)資産税担当で一元化することになり、課税が均衡に保たれているかどうか、函館市として、統一的な課税になっているかを確認する為に、職員が4支所の調査に入った。通常業務と平行して行った調査業務であったことから、その間の旧市内の調査等を臨時職員の方に頼んだほか、時間外勤務で対応したものであり、臨時的なものと考えている。

(C委員)

これは今年度で、終わるのか。

(説明者)

この経費については今年度でなくなるものである。

(E委員)

業務委託料について、毎年計上されているが、家屋現況図からその他の業務まで、毎年委託しているが、必要なのか。

(説明者)

路線価業務について、固定資産税の評価は、3年に一度評価替えがあり、路線価格については、毎年積み重ねていき、平成24年度が評価替があり最終的に大きくなっている。家屋の現況図については、3か年計画で今やっており、今年度で終わるが、修正、滅失、所有権移転などがあった時には、これを修正していく業務が残っていく。1、500万円が家屋現況図の作成で上がっているが、そのほとんどが今年度で終わるものである。

(E委員)

素人考えだが、こういう形のは、都市建設部や土木部の関係で関連したものがあると思うが、そちらの資料を使うことはないのか。

(説明者)

都市計画図や上下水道の普及図だとかは、データの提供を受け、土地の固定資産税の部分、評価分の参考にする形で使っている。また、逆にこちらから提供しているものもある。

(E委員)

臨時職員はどのように採用しているのか。

(説明者)

基本的に臨時職員については、公募という形で、ハローワークを通して採用している。採用の際には、書類審査・面接を行い、採用を決定している。個人市民税、あるいは軽自動車税については、単純な資料整理であることから割と広く（採用）できるところがある。

資産税の臨時職員については、家屋評価補助員として課税をすることとしており、そういう経験を条件に付して採用している。

(E委員)

年間通してどのくらいの期間か。

(説明者)

5月から12月の8か月である。

(D委員)

業務委託料の中に、地番町割図異動修正等業務があり、その他の業務にも地番町割図管理システムがあるが、一緒に委託できるものではないのか。

(説明者)

異動修正等業務は、所有権移転や分合筆、家屋の滅失があった場合に、それらの登記情報を渡し、データを修正してもらう業務であり、保守管理については、（システムの）メンテナンスや緊急時の対応業務であり、基本的に違う業務と認識している。

(D委員)

その他に、研修旅費負担金というのがあるが、どういうものか。

(説明者)

固定資産税であれば、評価替えでの税制改正や、家屋の評価の仕方が変わるなど、業務や内容が変わるものがあれば、全国規模の研修に（職員を）出すための経費である。

(D委員)

平成23年度の予算では、倍近くになっているが、その理由は何か。

(説明者)

先ほど説明したとおり、来年度の評価替えに合わせ、適正な課税のために派遣するものである。

(D委員)

評価替えというのは、毎年あるのか。

(説明者)

評価替えは3年に1回で、来年度が評価替えの年である。

(D委員)

評価替えが3年ごとであれば、毎年行く必要はないのではないのか。

(説明者)

例えば、家屋であれば、このような基準表が総務省から来る。これは、屋根がどういう仕様だとか、壁がサイディングだといくらだとか、そのようなものがどんどん変わる。評価替えは、大事であり、実際、全精力を投入して適正な課税をやろうということで取り組んでおり、ご理解いただきたい。

(D委員)

固定資産税賦課事務日額旅費とあるが、これはどのようなものか。

(説明者)

日額旅費については、市の旅費条例に基づき、市税の調査、徴収または滞納処分の事務に従事する職員が当該事務を行うため、引き続き4時間以上の日帰りの出張をした場合、1日につき470円の日額旅費が支給されているものである。

(D委員)

職員自身が、時間外に出るということか。

(説明者)

いいえ、勤務時間中である。

(D委員)

勤務時間中でも、4時間以上すると、旅費が出るということか。

(説明者)

現在は、そのような規定である。

(A委員)

臨時職員賃金等が平成21年度に増えているが、何かあったのか。

(説明者)

平成20から21年度にかけ、臨時職員の単価が上がり増えている。平成22年度では落ちているが、これは業務の効率化により、採用人数を落としたものである。

(A委員)

単価はどのように変わったのか。

(説明者)

日額で5,140円から6,060円になり920円上がっている。

(A委員)

消耗品費について、平成21年度決算と平成22年度決算見込みで150万くらい違うが、多く出た部分は何か。

(説明者)

平成22年度に税務室という体制に変更したが、その際に、書庫であるとか物品類を若干購入したことが要因と思われる。

(G委員)

業務委託のところで、土地家屋調査士の話が出ていたが、業務委託をするとして、随意契約は何年くらい継続して行われているのか。また、土地家屋調査士は、函館市内で少ないものではないと思うがどうか。

(説明者)

土地家屋調査士ではなく、不動産鑑定士であり、函館市内では3名しかなく、その方をお願いしている。

(G委員)

函館市に、限定する必要性があるのか。

(説明者)

公示価格とか北海道で行っている地価調査価格とか、市の路線価格というものがあるが、基礎になっているのは、地価公示の価格が一番の基礎になってるので、それをその3名の鑑定士がやっており、市内の価格事情に精通しているため、その3名をお願いしている。

(G委員)

精通しているということは確かに分かるが、(不動産鑑定士は)札幌にも沢山いると思うので、もっと広く公募できないか、入札ができないか、それについての見解を聞きたい。

(説明者)

3年に1回評価替えがあり、その時は、大体倍以上の不動産鑑定士に価格を依頼するが、それについては、北海道の鑑定士協会を通し、函館市内の鑑定士にも入ってもらい、全部の鑑定を行っているという状況である。ただ、毎年の価格の時点修正については、その時その時の、函館市内の地価の状況をより細かく把握している市内の鑑定士をお願いしている。

(E委員)

日額旅費の問題であるが、市民感覚からいけば、自分の仕事の範囲だと思うが。

(G委員)

これは条例の話であり、決まっていることである。

(E委員)

どうこうと言う事ではない。旅費規程で決まってるから、旅費規程が変更にならない限りは支給するという事か。また、研修の旅費、負担金も含んでいるが、これは研修会、報告会、講演会があつての研修なのか、制度変更による研修会なのか、あるいは新人養成のために行かせるものか、研修の実態について、もう少し詳しく説明してほしい。

(説明者)

研修については、例えば、家屋であれば、木造家屋、非木造家屋等、評価が違うものであるが、そのようなものについて、東京税務協会が行っている研修会出している。また、専門の民間の機関があり、そこで全国の市町村の職員が集まって開かれる研修会に出している。ただ、講演を聞くとか、そ

のようなものへは出していない。

(E委員)

どのくらい出しているか。

(説明者)

今年度の予定では、8名で、東京と札幌に出している。

(G委員)

そろそろ時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いする。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「事業の廃止」が1票、「改善を図る」が4票、「現行どおり」が1票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上でこの事業に対する仕分けを終了する。

■2-2-2 研究開発事業委託料についての説明

・資料に基づき、経済部工業振興課より説明。

■2-2-2 研究開発事業委託料についての質疑

(D委員)

維持運営費で、水道光熱費や通信運搬費があるが、平成21年度から平成23年度まで徐々に上がっているのは、どのような理由か。

(説明者)

維持運営費の大きな増減の要因は、重油代が大きなウエイトを占めている。

(D委員)

予算額と決算額で差異が出ているが、余った分については。

(説明者)

余った分については、費用負担割合に応じて、その分をそれぞれ北海道と函館市に返戻させる事になる。

(D委員)

民間側から比べると、研究はとても高度な研究をしており、人件費で800万円、年間かかっていると思うが、人件費の見直しは行う予定はあるのか。

(説明者)

道立工業技術センター等の研究員に掛かる人件費については、当初の採用段階から、北海道の研究

職員に準ずるという事で、採用している。ここの部分についても、基本的には、北海道で財団の研究員について、道職員の研究員に給与等負担額を準ずる事を認めるということにしていることから、今すぐ改善には至らないが、今日の仕分けから意見があったと言う事は、北海道にも伝えたい。

(C委員)

不思議に思うのは、(費用負担が)北海道7/10, 函館市3/10となっている。その他周辺の地域にお願いすると、負担が出来るような話し合いはなされたのか。

(説明者)

道立工業技術センターの事業の部分でいうと、北海道と函館市が7:3で費用をもっているが、工業技術センター以外に財団法人の運営経費と言う部分で、北斗市と七飯町が1名分の人件費に当たる部分をそれぞれ当初から負担している。工業技術センター自体については、北海道と函館市だが、そこを管理運営する財団法人に対して、人件費約1名分のお金を負担しているという状況にある。

(C委員)

維持管理費の中で研究機器の修繕費があるが、昭和63年に工業技術センターができてから、結構長い期間、そのまま使われてる機器がかなり多いとは思いますが、修繕料を考えると、新規に買った方が安いという見極めは行っているか。

(説明者)

委員ご指摘のとおり、開設当初から時間も経っており、結構機器が古くなっている。研究機器は結構高額なものが多く、購入に際しては、基本的に100%北海道が費用を負担することになっているが、現在、北海道は非常に財政状況が悪いと言う事で、なかなかその研究機関に対し、新しい機器を購入するという状況になっておらず、使える物は何とか、維持補修して使っている状況である。機器がどうしても欲しいという時には、例えば、自転車振興会であるとか、国等の補助が活用できるものについて、北海道でも機器を購入しているが、北海道の財政が厳しいなかで、機器の更新は進んでいない。

(B委員)

予算の組み方であるが、これは北海道と市が一緒になって決めているのか。それとも北海道が決めたものに準じるという形なのか。

(説明者)

基本的には、北海道と市が一緒に予算を決めているが、最終的な判断は、北海道が行う。

(B委員)

維持管理費が平成21年度からだんだん下がっているが、この理由は何か。

(説明者)

先ほどの機器購入とも関わってくるが、北海道としては、機器の購入が難しいという状況もある中で、固定費や修繕費についても、削減が可能な部分については削減していきたいと考えている。新しい機器を買えないので、何とか修繕費を確保したいが、北海道の財政状況も厳しく、次年度、例えば、

大きな修繕が見込まれないだとか、そういうことがある程度見えているときは、そういった経費も縮減している状況にある。

(B委員)

人件費について、平成21、22年度とあまり変動は無いが、平成23年度に増えているのは人数が変わったということか。

(説明者)

人数は変わっていないが、平成23年度いっぱい退職する職員の退職手当が含まれており、平成23年度に人件費が上回っている要因である。

(E委員)

このセンターの研究については、新聞等で見ても、海のものが多いようだが、今後の新しい企画などはどうなのか。また、ガゴメが製品になっているが、その効果はどうなのか。最後に、研究者の経歴について知りたい。

(説明者)

海に関連の研究開発以外については、機械金属関係であるとか、それとそれぞれの分野に応用が可能な研究開発を地道にしている。例えば、握力の弱い方の手すりの共同開発、韃靼蕎麦の関係の新製品の開発、綿あめの自動販売機の開発などの製品、装置関係でも研究をしているところである。2つ目のガゴメ昆布については、平成15年度から平成20年度に実施した、文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業の中核の研究テーマに位置付けられており、製品化に到ったものは113件、これに関して参画している企業は93社で、経済波及効果は約32億円という事である。例えば、これもガゴメ昆布のエキスを使った、海水メガネの曇り止め、これも新聞で出ているが、ガゴメのぬめりの成分であるフコイダンと言うものを、工業技術センターの研究員が抽出する技術をベースに製品化に繋げていってるような状況である。

また、研究員については、民間の研究所や企業出身のものもあり、大学、大学院を卒業し、そのまま財団法人の採用試験を受け職員になるなど、色々なパターンがある。

(E委員)

この研究開発に関して、その研究を続けるかという判断はどのくらいか。

(説明者)

10個の研究テーマを毎年やっているが、1つのテーマに関しては、大体3年くらいを目途に取り組んでいる。

(G委員)

工業の試験の機械は非常にお金がかかるので、これを単独で買うのは負担が大きいという事もあるので、例えば、買うのではなく、既存の研究機関、水産学部や高専は、研究費を使って色々な機器を入れているので、うまく連携して使うというような取り組みを行っているのか。

(説明者)

基本的には工業技術センターの機械は、センターの中でまわしている。例えば、それぞれの機関で、それぞれの試験分析とか研究開発をやると思うが 函館の場合、その高等教育機関と工業技術センターの連携が非常に密接であり、場合によっては高専の先生が工業技術センターに出向いて、一緒にその工業技術センターの機械、装置をまわすような連携はとられている。

(G委員)

工業はお金も時間も掛かって、製品化にこぎつけるまでに、大きな問題もあるのだが、その中で、例えば、鍾の件は、民間企業との協力関係で、うまくやっていると思うが、そのような場合は、民間から当然お金を取って、研究を一緒に進めていくのか。

(説明者)

北海道と市で負担している委託事業、これが3年の研究事業で全てが完結する事は基本的に無い。これはあくまでも基礎的な研究であり、そのあとの応用研究を具体的に企業と一緒にやる時には、企業から実費負担してもらおうとか、一定の割合で費用を出してもらい、具体的な商品化に繋がっていくのである。

(G委員)

そろそろ時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いする。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「改善を図る」が3票、「現行どおり」が3票であったため、判定結果は『見直しが必要』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上でこの事業に対する仕分けを終了する。

■2-2-3 風力発電施設管理運営費についての説明

- ・資料に基づき、経済部より説明。

■2-2-3 風力発電施設管理運営費についての質疑

(E委員)

基本的に、この風力発電はそもそも何を目的としている事業なのか。当初、恵山では3千何百万円で利益を組んでいる。今、1千何百万円という程度の収入しかない。人件費・事業費を含めて事業をやる意味があるのか。そもそも、これをやる必要はあるのか。元々間違っ風速がない所につくられて、負の遺産を市町村合併で市が受け継いだという形になっている。

ただ、NEDOへ返すために、30年までこの事業をやるということは納得がいかない。この誤った事業を引き継いだのは致し方がないとしても、続ける理由がないというふうに思うので、私は廃止

する方法を考えていくべきだと思う。

(説明者)

事業については、NEDOへの返還が平成30年度までとなっており、減価償却期間終了までの収支事業推計となっている。現実的にNEDOに対する返還問題、一般会計からすでに借り入れている借り入れの返済、それからやめた場合の解体の費用などの問題がある。現実的に、機械も老朽化して売電能力も落ちてきた状況の中で、この収支計画がいくのかどうかを見極めながら、事業の継続・廃止について検討していかなければならないと考えている。

ただ、遠隔操作システムで、多少なりとも風車が止まる時間が短縮できており、売電収入へつながっている。平成18から21年度の決算は赤字であったが、平成22年度に427万9,000円の黒字に転換している。我々としては、この黒字を何とか毎年保ち、内部留保もしくは一般会計への返還に対応していかなければならないと考えている。

(E委員)

借金を返すためにという考え方を根本的に変えるべき。今まで、やめるべきだという考え方はどこかで出ているはずである。市民もそう思っている人が多い。来年にやめろとは言わないが、ほぼ30年までというのはナンセンスである。税金使ってまで実施すべきものなのか。知恵を絞って借金の返し方、精算方法をきちんと考えていくことが大事である。

(C委員)

他地域にも風力発電があると思うが、比較してどれくらいの発電量なのか。

(説明者)

北海道でとりまとめているデータによると、平成21年度現在、北海道内の風車は265基あり、平成22年度の平均稼働率は、北海道全体で26.3%、恵山の風車については、わずか5.2%となっている。

(C委員)

恵山の風に適さない場所に設置してあるということを考えると、移設したほうが良いと考えたことはあるか。

(説明者)

移設については、候補地での風強調査や環境調査を新たに実施する必要がある、移設先を選定した上で地元の関係者との協議を行うなど、ある程度の期間が必要があること、さらには建設工事の道路工事等の付帯工事だけでも約2億6000万円という金額がかかるなど、仮に移設するとしても多額の経費が見込まれるという状況の中では移設というのは難しいと考えている。

(D委員)

歳入の諸収入について、平成18年度が1,700万円、20年度・21年度・22年度の決算が少しあるが、これはどのような収入なのか。

(説明者)

諸収入のうち、平成18年度の1,704万6,000円については、落雷等で機械が被害を受け

た際の保険金である。また、平成20年度の決算、21年度の決算、22年度の決算の金額については、嘱託職員1名の雇用保険料の被保険者負担分である。

(D委員)

E委員と同様、解体費用、NEDOへの返還金を含め、一般会計から借り入れてまでこの事業をする必要ないと考える。これまで、解体費用その他、NEDOへの返還を含め、この事業をやめた後の解体費用の試算をしたことがあるのか。

(説明者)

やめた場合の費用について、現時点で確定しているのが、NEDOへの返還金額であり、収支推計表の下の参考欄の一番上に示している。その他、一般会計から現時点で借り入れた残額が2,690万円あるので、この金額を返していくことが必要である。さらに撤去費については、見直す可能性もあるが、現時点では7,715万円という金額を見込んでおり、仮に事業を廃止する場合にはこうした財政負担が見込まれる。

(B委員)

平成23年度の修繕費が780万円、総額と300万円くらいの差があるが、あとどのような経費がかかっているのか。決算でもだいたい300万円くらい差があるが。

(説明者)

平成22年度の決算では、通常の修繕料で約320万円ほど計上しているが、様々な、突発的な修繕の費用や光熱水費といったものを積み上げた数字になっている。

(B委員)

売電収入について、平成18年の決算は少し多かったと思うが、それから今ずいぶん低くなっているのは、機能的にという問題なのか、自然的な問題なのか、この収入に戻ることはないのか。

(説明者)

北電への売電収入は1kwhあたり11.6円を掛けた固定の金額で、当初から平成30年度までの固定金額となっている。売電収入は、機械が動いて稼いでくれた時間であり、落ちているのは故障が増えて、停止していた日数も増えてきたという状況である。開設当時としては、2,000万円くらいは稼働する能力があるとされており、今、我々が委託する業者も、能力的にはもっとあると言っているが、残念ながら、風がなかなか吹かない場所にあるという要素があり、正直2,000万円を超えることは厳しいと考えている。

(B委員)

今、原発の問題があり、風力発電について国から何らかの支援はないのか。

(説明者)

8月に再生エネルギー特別措置法という法律が制定され、太陽光発電や風力発電の事業者から電力会社が買い上げるという制度ができた。ただ、残念ながらこの制度の対象になるのが、平成15年度以降に稼働した設備であり、当該事業は対象外となっている。さらに、各電力会社が設定している年間何キロワットまでといった枠があるが、現時点では北海道電力は全て満杯であり、さらにその枠を

超えて電力を買い取ることはない。

(A委員)

風力発電の施設の耐用年数は何年くらいのものなのか。

(説明者)

耐用年数は17年であり、30年度をもって耐用年数が終了することになる。

(A委員)

この30年というのは、この耐用年数を基準として決められた年数なのか。

(説明者)

耐用年数であり、償還期限であり、契約期間であるということである。

(A委員)

業務委託の総額はいくらか。

(説明者)

定期修繕と遠隔操作の契約があり、平成23年度予算では、年1回行う定期点検業務が、365万6,000円、遠隔操作の業務委託は72万5,000円となっている。この金額をイオスエンジニアリングサービスに委託している。その他、法で点検が定められている自家用電気工作物の定期点検業務を電気保安協会に32万6,000円で委託している。合計で470万7,000円になる。

(A委員)

その470万円は、修繕費用等の金額に含まれているのか。

(説明者)

そのとおりである。

(A委員)

今、もし返還するとすれば、1億3,000万円と施設解体費、合わせて約2億円は、一般会計からでることになるのか。

(説明者)

そのとおりである。

(E委員)

そもそもどういう目的で事業をやるのかということを考えるべきであり、今すぐお金を返せないからやり続けるということは、事業としてナンセンスで意味がないと考える。まず、来年廃止するという形でなくても、せいぜい3年以内で廃止というような考え方で取り組んでもらいたい。税金の使い方としては、事業の目的から完全に外れており、続けることに意味がない。もう少し知恵を使って考えてほしい。

(G委員)

確かに、風が吹かないところにできている風車であることから、当然収入は見込めない。耐用年限がだんだん迫ってくるということは、故障も増え、さらに出費が増えることも想定できなくはないことから、いかにして出費を防ぐのか、ということを考えていく必要があると考える。

(説明者)

事業費の歳入については、1,700万円～1,800万円程度であるが、歳出もそれと同額の予算規模で組んでいる。1億5,000万円については、財政負担の合計の金額であり、単年度の事業費としては1,700万円～1,800万円くらいの規模となっている。この事業費については、稼働率の推測の元に売電収入の推計をたてているが、ご承知のとおり風が実際少ない。風力発電事業は、風速6メートル以上が必要とされているが、残念ながら3.2メートルくらいの風速しかない。しかも、夏場は弱い、冬場はかなり吹くなど、季節性もかなり影響している。ご指摘のとおり、なんとかいかにして出費を減らせるかという観点で知恵を絞って方向性を出していきたいと考えているところである。

(E委員)

出費を減らすのは無理ではないか。委託しているところの金額を減らすと、いくらか安くなるが、あまり減らせないのではないか。いずれやめなければならぬものであるから、返還する期間をどうするか、休止の時期を設けるとか、なにかもっと違うアイデアが出てきて、返せやすくするという方向に向くのが本当ではないか。なんの役にも立っていないものを、借金を返すのが大変だからという理由だけでは市民は納得できない。もう少し考えていただきたい。

(G委員)

単純に、稼働ということに関して、NEDOに一回で返さなければならないという話があったが、廃止した場合には返さなければならないか。休止はどうか。

(説明者)

結果として、事故など故障とかで休止した場合でも、事業者として事業を続ける意向があれば返さなくても良いということになっている。

(G委員)

そろそろ時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「事業の廃止」が2票、「改善を図る」が4票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上でこの事業に対する仕分けを終了する。

■2-2-4 清掃、警備等委託料(庁舎管理費)

■2-2-5 清掃、警備等委託料(戸井、恵山、南茅部支所)

■2-2-6 清掃、警備等委託料(亀田、銭亀、湯川支所) についての説明

・資料に基づき、総務部等より説明。

■2-2-4 清掃、警備等委託料(庁舎管理費)

■2-2-5 清掃、警備等委託料(戸井, 恵山, 南茅部支所)

■2-2-6 清掃、警備等委託料(亀田, 銭亀, 湯川支所) についての質疑

(C委員)

清掃費用について、予算の算出は床面積に基づくのか。

(説明者)

清掃業務については、例えば、1階から8階まで、地下も含めて、その面積が何平米あって、週1回であるとか、週3回といった細かい仕様書を作成し、契約を所管する調度課に提出しており、調度課ではそれらを元に業者を選定しているという状況である。

(B委員)

業者の選定は、入札で行っているのか。

(説明者)

清掃や警備については、指名競争入札である。塵芥運搬は見積もり合わせということで、競争して業者を決定しているところである。

(B委員)

各部局でそれぞれ入札しているということか。それとも、本庁で一括して各部局のものも管理して入札しているのか。

(説明者)

入札はあくまで、本庁舎は本庁舎の業務の中で入札をしており、それぞれ支所は、調度課で一括して行っているところである。

(B委員)

それぞれの委託している委託業者とも、例えば価格の適正を相互に見直しているというようなことは特にないか。他の支所との見比べといったことは互いに行っていないのか。

(説明者)

契約業務自体は、専門の担当課で一括して契約している。契約業務を別のセクションでやっているもので、それはあくまで支所と同じような、横並びで判断をしていると捉えている。

(D委員)

事業費の予算において、平成22年から23年度にかけて違っているところがあるが、その理由を知りたい。

(説明者)

平成22年度の予算、一般財源の154,510千円と比較して、決算見込みが155,067千円となっている、この差の理由は、平成22年度に庁舎内の執務スペースの見直しというのを行った結果、例えば、会議室を確保するためだとか、庁舎の窓口を来庁者に見やすくするためということで庁舎内の書類等の整理を大幅に実施し、その処理にかかる運搬が約50万円ほどかかり、予算に対して決算見込が増えているという状況である。実際、平成23年4月以降も執務スペースの見直しを続

けており、それらにかかる書類等の処理やごみの量が増えている。

(説明者)

次は、戸井支所から説明したい。平成22年度予算と決算見込枠からの比較では、7,174千円、7,245千円と7万2千円ほど増額となっている。これは、昨年度の清掃業務の更新に合わせ、庁舎窓の月1回の清掃業務を新たに1項目を増やした結果である。

(説明者)

市民部の関係だが、清掃・警備委託は3支所とも3年間の長期継続契約となっている。前回、契約を更改したのは平成20年度であり、3年分の長期継続契約を締結している。平成20年度は、結果として、調度課で積算した予定価格より、実際の契約額がだいぶ下回っており、平成20～22年度までは、予定した額よりも低い額で契約をして予算計上もしたということである。しかし、平成23年度は、契約の更改の年となり、予算は調度課で積算した額で計上しているため、平成22年度よりも増額となっている。

(E委員)

庁舎と各支所の市の職員の人数を知りたい。それから、委託業者の数、支所の場合は随契になっているもの、あるいは入札しているならばそれを知りたい。それから、大体、随契で同じ業者が何年ぐらい続いているのかという傾向を知りたい。

(説明者)

ここの庁舎内の人数は、正職員、嘱託・臨時含めて1,100人くらいではないか。正確な数字ではないのでご理解いただきたい。

(説明者)

戸井支所の庁舎にいる職員の人数は26名。このうち教育事務所が4名、支所長部局が22名、合計26名となっている。

(説明者)

恵山支所の庁舎内の人数は支所部局が22名、教育事務所が4名、計26名である。

(説明者)

南茅部については、職員25名である。

(説明者)

亀田支所が30名、銭亀沢支所が9名、湯川支所が17名で、嘱託職員も入っている。

(説明者)

業者が何社、入札に参加していたかということだが、清掃業務については高階層・低階層とも指名業者数4社。全部JVである。外窓清掃が9社、警備業務が11社、設備管理については9社、塵芥運搬業務は10社となっている。

(E委員)

結果的に、契約を結んだのは何社か。

(説明者)

4社のJVと清掃業務を委託したところである。

(説明者)

戸井支所の清掃警備、それから資源ゴミの回収については、先ほど総務課長が説明したとおり、指名競争入札をしている。聞いている範囲では、清掃業務については指名業者数が15社、警備業務委託については11社と聞いている。資源ゴミの搬出については1社の随意契約となっている。

(説明者)

恵山支所については、清掃業務については、随意契約、個人契約である。市の嘱託職員として雇用していた人と引き続き個人委託している。警備については、先ほどの説明と同様である。

(説明者)

南茅部については、清掃・警備の業務の指名業者数は先ほど答えたとおりで、そこで落札をした1社がそれぞれ請け負っている。

(説明者)

市民部の関係の3支所について、清掃業務については、指名競争入札であり、それぞれの支所で1社ずつと契約している。警備業務は、3年間の長期継続契約で、今年度3年目なので、前年度、前々年度と同様の業者と、3支所ともに契約している。

(E委員)

契約年数は、支所もだいたい3年なのか。

(説明者)

恵山支所の警備については、3年の長期継続契約であるが、清掃については個人委託であり、1年更新である。

(A委員)

なぜ3年契約になっているのか、理由は何か。

(説明者)

地方自治法の中で、長期継続契約が認められており、その施行令においては「その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるもの」となっている。本市では、清掃と警備については5年以内としており、契約担当課の規程の扱いで3年と定められている。

(A委員)

本庁舎、上と下で分けている理由は何か。

(説明者)

雇用機会の確保が理由である。

(G委員)

湯川支所に、他のところにはない用務員業務があるが、これは他の支所にはない業務を湯川支所では委託、しかも相当金額をかけてやっていると考えられるがどうか。

(説明者)

湯川支所の用務員は、平成18年から、嘱託職員が行っていた業務を、シルバー人材センターに委託しているというものである。湯川支所の清掃業務は、夜間の清掃であるため、主な業務は、日中の清掃、本庁は日中も清掃業務を委託しているが、湯川はしていないので、用務員に清掃業務等を依頼している。

(G委員)

一つの支所だけ違う動きを行う理由は何か。

(説明者)

平成18年度からシルバー人材センターに委託したが、その時点でどのような経緯があったかはわからない。この清掃業務が他の本庁・支所と違うことについては、今回初めて知ったところである。

(E委員)

これは総務課で承知をしていることか。

(説明者)

清掃業務等が、そのような形でということでは承知していなかった。ただ、嘱託職員の配置については、総務部内で、人事課はそれらの人員配置で把握しており、総務課としては把握していなかったものである。

(G委員)

そもそもJVで組むという理由は何か。清掃業者がJVを組んで入札に参加するということがどういうことなのか。

(説明者)

例えば、私どもが業務に対するにあたって、調度課にこれはJVで組んでやってくださいというような申出するわけではないので、あくまでも調度課の判断だと考える。

(事務局)

そもそも入札するのに参加資格というのがあり、それが今議論になっているJVであろうが単独の1社であろうが、条件を満たしてしまえば入札が出来るということになっている。

(E委員)

それが正しいやり方か。

(事務局)

(入札の)やり方の是非等を議論するのは、仕分けの趣旨になじまないと思うが。

(E委員)

仕分けになじまないということはない。お金の問題だけではなく、どういう趣旨でどのようなやり方でされているかという問題も当然入ってくると思うが。

(A委員)

この場合、その基準を個々に満たさなければ、業者のほうで基準を満たすJVを組む。ただ、それが良いか悪いかは契約の仕組みの問題であり、調度課でそういうやり方を見直すかどうか、という部

分の話だと思う。(庁舎を低層・高層の) 2つに分けるのがいいのか、4つである程度金額を下げれば、ある意味JVを組まないで、ある程度の企業が4社ではなくて、8社も9社もの中で競争できると考えた。

(E委員)

良いか悪いかを言っているのではない。そのやり方の問題である。例えば、どうしてもJVを組みなさいという形ではなく、個々の入札があってもしかるべきだと思う。もちろん規模、低層と高層とに分かれたらというのもある。一括してというのもある。ただ、そういうことも含め、やはり委託料をもらって仕事をする業者の形としては、入札の仕方、そういうのも関係ある。ただ、調度課でどのような判断をしたのかわからないが、代表者を決めてやるというのは、そういう権限があるということではないか。

(A委員)

そういうことではない。この基準が高ければ、どうしても4社が集まらなければならない。今(低層と高層の) 2つだが、4つに分ければ基準下がるので、個々の会社でも(入札できるようになる)と思う。それで(庁舎を分けるのに) 2つが良いのか4つが良いのかと、先ほどその理由を聞いたところである。ただ、その基準が良いかどうかは別の話。

(G委員)

そろそろ時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「清掃、警備等委託料(庁舎管理費)」については、「改善を図る」が6票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

「清掃、警備委託料(戸井、恵山、南茅部支所)」については、「改善を図る」が6票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

「清掃、警備等委託料(亀田、銭亀、湯川支所)」については、「改善を図る」が6票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上でこの事業に対する仕分けを終了する。

■2-1-5 総合福祉センター管理委託料

- ・資料に基づき、福祉部社会課より説明。

■2-1-5 総合福祉センター管理委託料 についての質疑

(D委員)

先ほど、1台、6万5,000円と言っていたが、他の機器のリース料はどうなっているのか。

(説明者)

平成21年度のリース料においては、サーバーが1台あたり約40万円、周辺機器では、プリンターが全部で3台あるが、1台あたり約9万円、プロジェクターが5万円、ルーターが8万円、ウィルスソフトが7万円、カラープリンターが約8万円という内訳になっている。

(B委員)

プリンターは業務用のプリンターか。

(説明者)

平成21年度、プリンターは3台あり、プレイルームに1台、福祉情報センターに2台、合計3台である。

(B委員)

業務でプリンターは使用しないのか。

(説明者)

業務で1台、福祉情報センターで1台、プレイルームで1台、合計3台である。

(B委員)

福祉情報センターとプレイルームでは、利用者からプリンター使用料をとっているか。

(説明者)

児童センターは恐らくとっていない。福祉情報センターについてはとっていない。

(D委員)

プリンターの紙などの消耗品は、福祉センターが負担しているのか。

(説明者)

福祉センターが事業の経費の中で負担している。リース料金には保守点検は含まれているが、紙やトナーなどのランニングコストは含まれていない。

(G委員)

他に質問がないようなので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「民営化を検討」が1票、「改善を図る」が5票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、本日の仕分けを終了する。